

総務委員会会議録

日時 令和2年3月6日(金) 開会時間 午前9時58分
閉会時間 午後4時05分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 乙黒 泰樹
副委員長 大久保俊雄
委員 桜本 広樹 早川 浩 杉山 肇 臼井 友基
桐原 正仁 山田 七穂 卯月 政人 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員会委員 赤岡 利行 警察本部長 原 幸太郎
警務部長 大泉 雅昭 刑事部長 市川 和彦 交通部長 功刀 康友
警備部長 窪田 圭一 生活安全部長 荒居 敏也 首席監察官 岩柳 治人
理事 若月 誠 警察学校長 加々美 誠 総務室長 比留間 一弥
警務部参事官 天野 英知 刑事部参事官 瀬戸 良広
交通部参事官 加々見 政治 警備部参事官 小林 信一
生活安全部参事官 宮川 俊樹
警務部次長 吉田 一成 会計課長 大森 伸
教養課長 五味 雄二 監察課長 川口 守弘 情報管理課長 三井 幹夫
地域課長 水野 幸一 少年・女性安全対策課長 進藤 明
生活安全捜査課長 鈴木 芳忠 通信指令課長 姫野 賢司
捜査第一課長 藤井 清 捜査第二課長 今橋 敦
組織犯罪対策課長 藤田 貴仁 交通指導課長 遠藤 弘
交通規制課長 内藤 智 運転免許課長 廣川 勉 警備第二課長 相模 稔

知事政策補佐官 藤巻 美文 総合政策部長 渡邊 和彦
オリンピック・パラリンピック推進局長 赤岡 重人 県民生活部長 弦間 正仁
リニア交通局長 三井 孝夫 総合政策部理事 森田 貴夫
総合政策部次長 高野 和摩 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 長田 公
オリンピック・パラリンピック推進局理事 塩野 開 県民生活部理事 三井 薫
県民生活部次長(県民生活・男女参画課長事務取扱) 小田切 春美
リニア交通局リニア推進監 望月 一良 リニア交通局次長 深澤 宏幸

リニア交通局次長 大野 健 リニア交通局技監 小田切 浩
政策企画課長 染谷 光一 広聴広報課長 内藤 卓也
地域創生・人口対策課長 津田 裕美 外国人材受入支援課長 高橋 直人
オリンピック・パラリンピック推進課長 草間 聖一
北富士演習場対策課長 丸茂 敏樹
統計調査課長 三井 徹也 消費生活安全課長 塚原 理宏
生涯学習文化課長 酒井 明美 世界遺産富士山課長 土屋 隆
私学・科学振興課長 井上 泰子
リニア推進課長 石寺 淳一 交通政策課長 三井 一

議題

(付託案件)

- 第 1 号 山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定の件
第 2 5 号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例中改正の件

- 請願第 1 - 2 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について
請願第 2 - 4 号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて
請願第 2 - 5 号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて

(調査依頼案件)

- 第 2 7 号 令和 2 年度山梨県一般会計予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の総額、同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 3 条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第 4 条地方債、第 5 条一時借入金並びに第 6 条歳出予算の流用

審査の結果 付託案件について、第 1 号及び第 2 5 号については原案のとおり可決すべきものと決定した。請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。
調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、警察本部、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前 9 時 5 8 分から午前 1 0 時 5 3 分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午前 1 1 時 0 4 分から午後 3 時 3 2 分まで、途中、午後 3 時 4 0 分から午後 4 時 0 5 分まで休憩をはさみ総合政策部・県民生活部・リニア交通局関係の審査を行った。総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係については 3 月 9 日に審査を行うこととされた。

※第27号 令和2年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

(駐在所等建設費について)

山田(七)委員 警の4ページ、駐在所等建設費9,800万円余の件についてお伺いいたします。

今回、韮崎駅前交番と島田駐在所、この2カ所の建てかえが一緒になっているのですが、この韮崎駅前交番に関する経費とその内訳についてお伺いいたします。

大森会計課長 韮崎駅前交番の建てかえに要する経費につきましては、総額4,697万9,000円でございます。内訳につきましては、建設費が4,249万7,000円、地質調査委託費が343万1,000円、初度調弁費などが105万2,000円でございます。

山田(七)委員 経費については大体わかりました。これは、どこに建設を予定しているのか、またその建てかえの候補地の面積及び建物の規模についてお伺いいたします。

大森会計課長 建てかえを行います韮崎駅前交番の建設地につきましては、現交番の建物の北側に接します。現在韮崎市が駐輪場として管理する市有地を予定しております。この予定地の敷地面積につきましては、現在の交番の敷地面積の約5.4倍となります約237平方メートルでございます。建物の規模につきましては、韮崎警察署本庁舎が甲斐市内に移転することを踏まえまして、韮崎市民の安全安心のよりどころとなる施設とするため、県下に先駆けて相談室を備えるなど、鉄筋コンクリート2階建て、延べ床面積は現有施設の約1.7倍となります約87平方メートルを予定しております。

山田(七)委員 先ほどの説明で、駐輪場は韮崎市の所有地という話を伺いましたが、今内訳を聞いた中で、用地取得に関しての金額が入っていませんでしたが、これはどのようになっていますか。また、市の所有する駐輪場を使うということで、市との合意形成ができているのでしょうか。さらに、駅前周辺は空き地がありますし、候補地もいろいろある中で、そこを選定した理由についてお伺いいたします。

大森会計課長 韮崎駅前の交番の建てかえ地の選定に当たりましては、韮崎警察署の移転を踏まえまして、数年にわたり韮崎市と十分に協議を行いまして、合意のもと、JR韮崎駅周辺の幾つかの候補地の中から、災害に強い交番とするために韮崎市ハザードマップにおいて浸水域となっていない、このJR韮崎駅前の韮崎市の市有地に建てかえることとしたものでございます。

また、韮崎市との協議の上で、新しい駐輪場の用地につきましては無償で市のほうから貸すことができるという合意がありまして、借り受けることとしております。

山田（七）委員 最後になりますけれども、今回のこの交番の建てかえでは、防災ということに関して非常にしっかりと考えられているということはよくわかりました。いずれにしても、最近、ストーカー、DV、電話詐欺等いろいろな犯罪が凶悪化、また多様化している中で、この地元にある交番や駐在所というものの役割というのは非常に大きくなってくると思います。

いずれにしても、令和3年度から韮崎の本署が甲斐市に移転するという中で、韮崎警察署が果たしていたいろいろな事務的な免許の書きかえ、事故処理、道路使用、道路占用等、書類上の手続みたいなものも今度は甲斐市のほうに移ってしまうという中で、韮崎市民の人たちの不安というものが物すごく大きくなっていくわけですが、この韮崎の警察署が移転して韮崎の駅前交番が整備されることによって、今後韮崎の治安といいますか安全対策をどのように進めていくのか、最後にお伺いして質問を終わります。

水野地域課長 治安対策に関する質問にお答えさせていただきます。

韮崎警察署庁舎移転後の韮崎市の治安対策につきましては、同時期に建てかえ予定の韮崎駅前交番の機能を、先ほど会計課長が申したように強化いたしまして、市内の犯罪発生状況等を踏まえながら、治安水準をより一層向上させるために新しく建てられます韮崎駅前交番を拠点に、地域の実情を踏まえたパトカー等の警らや制服警察官による街頭活動の強化など、きめ細やかな対応により市民の不安の払拭に努めてまいりたいと考えております。

（交通安全施設整備費について）

大久保委員 課別説明書、警8ページの交通安全施設整備費について幾つかお伺いします。信号機や道路標識・標示等、交通安全施設の整備事業、これは今さら言うまでもなく交通事故防止や交通の円滑化を図るために極めて重要な事業であるということで、県警察には計画的、効率的に事業を進めてもらいたいわけですが、ここで、今年度、交通安全施設整備費として5億円という非常に大きい事業費が計上されておりますけれども、この整備費にはどのような事業が計上されているのでしょうか。

内藤交通規制課長 令和2年度における交通安全施設の整備につきましては、交通事故防止対策等のための信号機の新設及び更新整備、信号灯器のLED化改良や交通実態の変化に対応するための右折矢印信号の感応式信号等への高度化改良、さらには道路標識・道路標示の更新を行うものであります。

大久保委員 信号機、道路標示とありましたが、もう少し具体的な整備内容についてお伺いします。

内藤交通規制課長 令和2年度の整備事業について、具体的には国庫補助事業による未就学児が日常的

に集団で移動する経路における緊急対策としての整備を含めまして、信号機の新設が14機、信号灯器のLED化改良が546灯、信号機の高度化改良が47機、道路標識の更新が541本、道路標示の更新が約100キロメートルなどになります。

大久保委員 今、説明の中で、令和2年度の国庫補助事業で、未就学児の緊急対策を行うという説明がございましたが、昨今全国的に問題になっている中で、この事業を行うことになった背景、経緯をお伺いしたいと思います。

内藤交通規制課長 昨年5月に滋賀県大津市で園児の集団に事故を起こした自動車が衝突し、保育園児、引率の保育士16人が死傷する痛ましい交通事故が発生をいたしました。

これを受けまして、県及び保育園等の対象施設が主体となって、未就学児の移動経路における交通危険箇所を抽出いたしました。警察としましては、道路管理者と連携し、緊急的に措置の必要な箇所を決定し、県警察として安全対策を講じるということにした経緯がございます。

大久保委員 今の、未就学児の緊急対策ということで、現場を精査していただいて、一刻も早く危険を排除すること、これは大事であります。県警察として具体的にどのような整備を予定されているのか、一步踏み込んだお答えをお願いしたいと思います。

内藤交通規制課長 未就学児の緊急対策として、県警察としましては、信号機2機、横断歩道の設置3カ所、一時停止規制の実施1カ所、道路標示の更新9カ所など20カ所の整備を行うこととしております。このうち、本年度既に信号機のサイクル変更3カ所、道路標示の更新3カ所、注意喚起看板の設置2カ所について整備を終了しております。

大久保委員 最後に、新しく道をつくったりいろんな地域要望が出たりするなど、タイムリーな今後の未就学児の交通安全を確保していく上での、県警察として今後の積極的な取り組みについてお伺いしたいと思います。

内藤交通規制課長 県警察といたしましては、このように園児などの未就学児が犠牲となる痛ましい交通事故を未然に防止するため、道路利用者に対する交通安全教育や交通指導取り締まりを継続的、集中的に行っていくとともに、信号機等の交通安全施設については必要の高い箇所に計画的に整備を進めてまいります。

加えて、道路管理者等関係機関と連携した安全対策につきましても継続的に行ってまいります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第25号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例中改正の件

質疑

桐原委員 おおむね内容は理解しました。迷惑行為防止条例というその名称自体は知っていたのですが、今まで公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例という名前だったということは知りませんでした。今、公衆だけではないという話だったのですが、そういう名前が先に一般世間に広まっているからわかりやすくこの名前に変えたというような解釈もあるかと思いますが、その点についてまずお尋ねをいたします。

宮川生活安全部参事官 現行条例は公衆に対して著しく迷惑をかける行為等を規制するものであることから、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例となっておりますが、今回の改正によりまして、特定個人に対する行為を規制することに伴い、条例の規制対象が必ずしも公衆ではなくなるなどの理由から、条例名につきまして山梨県迷惑行為防止条例と改めるとしたものであります。

桐原委員 メディア等で迷惑防止条例という名称を聞いていたのですが、これは通称で呼ばれていた名称という解釈でよろしいのか、そこを再確認で質問させていただきます。

宮川生活安全部参事官 委員御指摘のとおり、これまでは迷惑行為防止条例は通称名として使われているものと承知しております。

桐原委員 次に、現行条例で取り締まることができない盗撮行為、嫌がらせ行為の現時点での発生状況と、この条例が改正されることによって抑止できる数字など、もう少し具体的にお知らせをお願いいたします。

宮川生活安全部参事官 平成28年から平成30年までの生活安全相談、あるいは110番通報を集計いたしましたところ、現行条例で取り締まることができない、先ほど説明いたしました盗撮行為、合計29件、嫌がらせ行為、合計195件が認知されております。今回の条例改正によりまして、県民が不安や迷惑を感じるこれらの行為について検挙等することにより、抑止効果が期待できるものと考えておるところであります。

桐原委員 最後の質問です。この条例ができたことで、多くの県民に知らせることがまず大事だと思います。この知らせ方、チラシ、ホームページとあるのですが、パンフレット等はどういう形で県民に届くようにするのかお尋ねします。

また、この条例がせっかくこのような形でできるので、とかくメディアで言われている、警察に相談に行ったけどなかなかそこから先へ進まなかったということが、この山梨県ではないと思うのですが、そういうことがないように、ぜひそこはしていただきたいということについてもお答えをお願いいたします。

宮川生活安全部参事官 本件の周知につきまして、条例改正後の方法等につきましては、パンフレットの作成・配布あるいは県警ホームページ、公式T w i t t e rの活用などさまざまな方法で積極的に進めてまいるところと考えております。既に本件につきましては、新聞報道等によりこの改正が周知されているところもございまして、改正後の広報につきましても、状況等を判断しながら周知できる方法というものを考えていきたいと考えておるところであります。

先ほど御指摘いただきました警察に相談に行った場合に門前払いであるとか、あるいは該当しないとかがといったことに対する対応につきましては、本条例の制定をもって具体的に事件化、あるいは警告等の措置がとれるものと確信しております。

山田（七）委員 関連してお伺いいたします。昨今の情報化社会の中で、メールとかL I N Eでもかなりしつこく迷惑行為というものが出てくると思うのですが、そういったものに関しては無言電話とか連続電話等に含まれることでよろしいのでしょうか。

宮川生活安全部参事官 今回のこの条例によりまして規制できるものとされております。

杉山委員 確認をさせていただきたいのですが、今回盗撮行為というところの強化ということで、当然ながら今SNSだとかインターネット上に載ってしまうという影響の大きさということも含めてこういう強化ということになると思います。今回、盗撮ということに主眼を置いているのですが、例えば自画撮りの画像を送らせる、強要するということが今問題になっており、そういったところはここには含まれないということでしょうか。

宮川生活安全部参事官 自画撮りを強要する行為がいわゆる迷惑行為に当たるかという委員の御指摘ですが、事案によりますけれども、そのこと自体をもって、あるいは強要的な刑罰的な適用が考えられるのであればそちらを適用することになるかと思いますが、迷惑行為として自画撮り行為を強要する行為というものについては、本条例では、規制はそこまでは含めておらず、先ほど言いましたとおり、強要のほか児童福祉法等の適用条項を検討することとされております。

杉山委員 いずれにしても、SNS、インターネット上に載るということの影響の大きさは同じだと思います。子供に対するということも一つ大きな問題ですけれども、大人同士のそういった自画撮りの強要だとかということも基本的には一つの人権としては同じ意味合いだと思いますので、その辺もぜひ今後の課題としてやっていただければと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(新型コロナウイルスに関する自動車運転免許の更新手続の救済措置等について)

臼井委員

まず、運転免許証のことで少しお伺いをさせていただきたいと思います。今、新型コロナウイルスがいろいろと県民の皆様の不安をあおっているところがございますけれども、この新型コロナウイルスの感染、あるいは感染のおそれを理由に運転免許証を更新せず失効させた場合の救済措置というのがあるということを知っておりますけれども、そのことについてお伺いをさせていただきたいと思います。

廣川運転免許課長

新型コロナウイルスの感染や感染のおそれなどを理由に免許証の有効期限までに更新手続を行うことができず免許証を失効させてしまった場合、これは道路交通法施行令の定める更新を受けることができなかつたやむを得ない事情に当たることになりまして、失効後の再取得、いわゆる技能試験や学科試験を受けずに再取得が可能となります。

通常、入院や海外渡航等を理由とするやむを得ない理由がある場合は、医師の診断書や渡航証明が必要となりますが、新型コロナウイルスに関しましては診断書の提出は必要なく、自己申告で再取得をすることができます。

臼井委員

失効した免許証の再取得にかかる手数料についても減額されるということを知っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

廣川運転免許課長

昨年の12月に道交法が改正になりまして、運転免許証の失効手続に関し、更新を受けることができなかつたやむを得ない理由に、公安委員会がやむを得ないと認める事情があつた場合が追加されました。これに該当する場合、全国一律で手数料が減額されることになりました。

入院や海外渡航等の個人的な理由で失効してしまつた場合は手数料の減額はありませんが、今回のコロナ関連に関しましては、この公安委員会がやむを得ないと認める事情があつた場合に該当することになりまして、手数料が減額をされます。

例えば、優良運転者でありまして普通免許を持っている方、この方が入院等の事情で更新できず再取得する場合は、手数料、更新料を合わせますと4,450円かかるのですが、今回のコロナ関連ですと、これが3,000円ということになります。

臼井委員

運転免許証の有効期限が切れた後というのはどうなるか教えてください。

廣川運転免許課長

昨年の台風19号の関係では、国が免許証の有効期限を延長する特例措置をとっておりますが、今回のコロナ関連につきましては現在のところ特例措置はありません。したがって、現時点では運転免許証の有効期限が過ぎてしまいますと無免許となり、車を運転することができませんので、その点は注意する必要があります。

臼井委員 新型コロナウイルスのことを気にして、大勢が集まる運転免許センターにちょっと行きたくないと感じている方というのはたくさんいらっしゃると思います。ただ、今御説明いただきました救済措置のことを知らない県民の方もいらっしゃるのかなと思っておりまして、この救済措置をどのように県民の皆様へ周知しているのか、あるいはしていくのか、この点を伺います。

廣川運転免許課長 現在のところ、更新期間に余裕のある方、この方たちにつきましては、本来3月中の手続きはできるだけ控えて4月以降に手続きをしていただくように、テレビや新聞等でも既に広報していただきまして、このほかにも県警のホームページ、それからTwitterで周知を図りまして、更新者から毎日のように電話が来るのですが、その問い合わせについても対応しているような状況であります。

臼井委員 ぜひお願いをしたいと思っております。この新型コロナウイルスについては、やはり今が一番踏ん張り時だと思っております。幸いにも今、皆様の御努力のおかげで感染者というのは一人もいらっしゃらないわけですけれども、ただやはり不安に思っている方も多くいらっしゃるはずでありますので、県民の皆様への周知というものを改めて徹底し広くお知らせをいただきまして、大きな混乱を起こさないように引き続き御尽力をいただきたいと思っております。

桜本委員 その件で、警察関係の中で、例えば銃の更新だとかそういった面についても何か特例措置というものがあるのですか。ちょっとその辺がわからないのですが。

宮川生活安全部参事官 銃の許認可に関する案件につきましては、現在のところ特化した規制等はありません。

(都留文科大学前駅交番建設の進捗状況等について)

杉山委員 都留市の都留文科大学前に交番ができるということで、今工事をしているということをお承知しているのですが、現状の進捗状況をお聞きしたいと思います。

大森会計課長 工事につきましては、昨年12月中旬に着工しております。既に1階のコンクリートの打設を終了いたしまして、現在は2階の壁などの工事を行っているところでございます。今後、3月下旬には躯体工事、建物全体の工事が完了いたします。また、4月から内部内装、電気、給排水工事をいたします。5月下旬に周囲の外構舗装工事を行いまして、6月中旬には全ての工事を完了する予定でございます。令和2年の2月末の進捗率につきましては約30%ということで順調に工事は進んでおります。

杉山委員 今回の交番は新設じゃなくて移設ということですが、当然、今後も県内各地で移設という状況も出てくると思いますが、新設される側の地域にとってはプラスでウェルカムだと思います。治安もよくなるし、特に大学を抱えている地域なので、そういう意味ではすごく大きな効果があるのだらうと思います。

一方では、なくなるということはないですけど、交番が移設される側のほうの地域にとってはやっぱりいろんな不安があると思うのですが、そういった地域についてどういった対応をされているのかお聞きしたいと思います。

水野地域課長　今回建てかえの対象になっております上谷交番につきましては、新しく建てております都留文科大学前駅の交番と同じ受け持ち区域の中に移設をするということで、パトロール頻度は従前と変わることはございません。

また、上谷交番跡地については、今後都留市で防犯対策上の施設として活用したいというお話も伺っているところでありまして、そのまま潰すというふうには聞いておりませんので、安全安心の確保はできると考えております。

杉山委員　いずれにしても、先ほども言いましたけれども、こういったケースがこれからどんどんふえていくと思います。そういう意味では、今回のこの都留のケースをモデルケースとして移設される側の地域にとって不安が残らないような事案にしていきたいと思います。

※第27号 令和2年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

(外国人活躍企業支援事業費補助金について)

早川委員 大きく二つ。まず政の16ページ、外国人活躍企業支援事業費補助金。本会議でも質問をしたのですが、この外国人を雇用した場合、外国人を雇用した企業に対して、日本の企業が日本語の学習をしたときに、経費の一部を補助するという、そういう理解です。そもそも実際に日本語教育まで手が回っていない企業が多いと思いますが、実際そこまで行っていない県内企業の現状についてわかれば教えていただきたいと思います。また、企業が行った日本語学習だけなのか、ほかにもどこかへ行ったときとかもあるのか、それについてまずお伺いしたいと思います。

高橋外国人材受入支援課長 外国人活躍企業支援事業費補助金について2点御質問をいただきました。一つ目が日本語教育を行っている企業の現状ということでございます。委員御指摘のとおり、企業の主体的な取り組みはまだ十分に進んでいるとは言えない状況でございます。今年度県が実施をした企業向けのアンケート調査によりますと、日本語学習に特に対応していない、あるいは従業員がみずから学習を受講していると答えた企業、二つ合わせた割合が約6割と半数を超えるような状況でございました。企業にとっては最大の課題ではありますが、手が回っていない。そういう日本語教育に着目をして今回企業を支援するというのがこの補助金の趣旨でございまして、こうした企業の背中をきちんと押していきたいと考えてございます。

また2点目の、補助金の対象となる具体的な事業の内容についてでございます。社内で勉強会を開催いたしまして、日本語の先生を呼ぶ、あるいは従業員が指導すると、そういった取り組みに加えまして、日本語の学校など、企業から外へ通う場合の通学費についても対象としてまいりたいと考えてございます。

早川委員 新規で1,250万円という大きい金額なので、しっかり機能するようにはしていただきたいです。そもそも今まで外国人の雇用になれている企業もあるのですが、慣れていない企業があるかと思います。そういうところに対してはハードルが高いですし、あまり対象を限定し過ぎると効果が薄れてしまう。一方、慣れている企業に対しては、補助金をもらうため何でもかんでも申し込むということもあると思うので、私はある程度企業の選別をしていく。たしか仲介業者と企業の選別をするとあったと思うのですが、補助対象となる企業に対する考え方と効果について、その2点お伺いします。

高橋外国人材受入支援課長 この補助金の趣旨は大きく二つございまして、一つ目が職場における日本語教育の機会をふやすということ。そして二つ目が外国人を適正に雇用して、その後の定着につなげている企業を応援するという、この2点でございます。

1点目の日本語教育の機会をふやすという観点からは、可能な限り広い企業に支援をすることが重要だと考えてございまして、これまで外国人の雇用経験がなく新たに雇用するという企業に加えて、これまで外国人を雇用している企業であっても追加で新たに雇用をふやすというような場合には補助対象とするという方向で考えてございます。

2点目の適正な雇用と定着を推進するという趣旨からは、一定の企業の限定をかける必要があると考えてございまして、課別説明書の2番のところでは先ほど御説明をしたとおり、外国人労働環境適正化推進事業費の中で、協議会を立ち上げる予定でございまして、ここに個別の企業をエントリーしていただくような形で考えており、この協議会への加入を補助の要件とするということで今考えてございます。

こうした点で、どの企業でも雇えば補助金をもらえるというものではございませんし、企業の負担も発生するものでございますので、企業と県とがきちんと協力をして外国人の支援をすると、そういう制度にしていきたいと考えてございます。

早川委員 最後に確認です。今観光客が少し低迷していて、観光人材もあふれているはずですが、いずれにしても我々の地元では、観光業が非常に労働人口不足の状況です。法案は通ったけれども、技能実習生について、まだ施行されたのが福祉と建設業だったのですが、観光業について何か先週ぐらいから実行できるようになったと聞いたのですが、その辺について、教えていただきたい。

高橋外国人材受入支援課長 技能実習制度を新たに観光業に入れる動きがあるというのは承知をしております。既に認められている資格での受け入れに加えまして、選択肢の幅が広がるということでございますので、きちんと県としてもウオッチをしながら業界団体ですか企業なりとタッグを組んでやっていきたいと考えています。

(自転車競技ロードレース推進事業費について)

早川委員 もう1点。オの4ページ、上から二つ目、自転車競技ロードレース推進事業費についてです。まず、開催自体については組織委員会とさまざま議論があるのですが、やる前提で、オリンピックのロードレースまで6カ月、150日を切ったと思います。コロナ感染が落ちついたという前提で、多くの観光客や観戦客を山梨県に呼び込むことが大切だと思うのですが、そういった作戦というか、全体的な考え方について伺いたいと思います。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 これまで、ロードレースコースのPR動画のYouTubeでの配信や、あるいは県民の日などでの大規模なイベント事でのPR活動を行ってきたところでありまして、これに加えまして、来年度、大会開催前の6月ころよりオリンピックコースを活用いたしましたサイクルフォトラリーの実施や、あるいは県内の観戦ポイントなどを掲載したガイドマップを高速道路のサービスエリアや道の駅

等で配布するなどによりまして、本県でのロードレースの開催をPRし、県内への観戦の誘導を行ってまいりたいと考えております。

早川委員 そのように、これをチャンスに呼び込むのですが、反面、呼び込んだ観光客と観戦客、たくさん呼び込んだ人たちが安心して安全にということが課題だと思います。7月24日が開会式で、自転車ロードレースが行われる25日の土曜日、26日の日曜日には、集中して観光客も来ると思うのですが、東京も行っているように、公的な力だけではなくて民間の力を借りながらサポートしていく必要があると思いますが、安全を図るため、どのような大会運営を行う考えなのでしょうか。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 大会の開催時ですけれども、多くの観戦客が山梨に来ることが見込まれています。こうした方たちがスムーズに移動して、また快適に観戦できる環境を整えるため、観光とかあるいは交通の案内などを行う都市ボランティアを富士山駅などの主要な場所に配置することを今考えております。

また、先ほど御説明いたしました、ガイドマップですけれども、これにつきましては観戦ポイント以外にも駐車場の位置とかあるいは交通規制などの情報もあわせて掲載いたしまして、配布してまいりたいと考えております。

また、大会当日のコース周辺の交通渋滞を緩和するためですが、コース内の富士北麓公園駐車場から山中湖交流プラザきららの間を結ぶシャトルバスを運行してまいりたいと考えているところであります。

早川委員 そのように円滑に行うのですが、山中湖などの、富士北麓地域には来るのですが、せっかくのチャンスなので、それを国中地域とか、県内全体に波及することが必要です。もっといえば、県内のさまざまな各地のPRをして、土日なので、その後にも誘導していくことが大切だと思います。それに関して何か作戦はありますか。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 道志村や山中湖村では、大会当日に道志の道の駅あるいは山中湖交流プラザきららにおきましてレース映像の放映、また、盛り上げ企画を行う大イベントを予定しており、県でもこれと連携をいたしまして本県の観光地や地場産品などの紹介を行うPRブースを設置してまいりたいと考えております。レース後の観戦客の県内各地への周遊や県産品の購入を促してまいりたいと考えているところであります。

また、先ほど御説明いたしましたサイクルフォトラリーについてですけれども、大会後の9月末ころまで実施を予定しており、継続的なサイクリストの誘客に努めてまいりたいと考えているところであります。

早川委員 そういった観光のレガシーを残すことも必要ですが、県民の参加意識、富士北麓だけではなく、県内全体の参加意識、山梨県全体でやるんだという若者や、県民全員が山梨県で初めてのオリンピックに参加して盛り上げるということが大切だと思うのですが、県民の参加意識に対してどのようにお考えか最後にお伺いします。

草間オリンピック・パラリンピック推進課長 委員御指摘のとおり、大会の盛り上げには県民の皆様の参加が必須であると考えております。このため、県では1年前イベントの開催、あるいはテレビCMの放映によりまして本県での大会開催をPRして、現地の応援を促してきたところであります。

また、コース沿道で観戦者の誘導等を行うコースサポーター、あるいは先ほど御説明いたしました都市ボランティアとして県民の皆様に大会運営に参加していただくことをお願いしているところであります。

これらに加えまして、大会当日に山中湖交流プラザきららに設置いたします県の魅力PRブースにおきましても県内の学生ボランティアを活用することを現在検討しているところであります。

(外国人材受入・共生推進費について)

臼井委員 先ほど早川委員が政の16ページの外国人材受入・共生推進費について質問があったかと思えますけれども、質問なされたのは別の事業について伺いたいと思えます。

まず、この外国人材受入・共生推進費については、以前に策定されましたやまなし外国人活躍ビジョンに基づいた事業であるという理解でよろしいでしょうか。

高橋外国人材受入支援課長 委員御指摘のとおり、2月7日にやまなし外国人活躍ビジョンを策定・公表いたしまして、それに基づいて重点的に進めていく事業というのを今回の令和2年度予算に計上しているものでございます。

臼井委員 その中で、外国人地域生活サポーター設置費についてであります。これはビジョンにも書かれていたものかと思えますけれども、外国人の地域生活サポーターの設置について、任命をしてふやしていくということだと思っておりますが、地域の中のどこに何人いるのか、しっかりと周知がされるのかどうなのか。また、地域の情報が全てその任命されたサポーターのところに集まる仕組みというのがどのようになっているのか、その点を伺いたいと思えます。

高橋外国人材受入支援課長 地域生活サポーターについての御質問でございますが、イメージとしましては、民生委員さんのようなイメージで考えていまして、地域に根づいて外国人の皆様と情報交換をしたり相談に乗ったりと、そういう位置づけの方でございます。

人数について御質問がありましたけれども、現在想定をしておりますのは県内で40名ほどでございます。地域の偏在につきましては、市町村によりまして外国人の方の数というのは大分地域によって偏りがある状況でございますので、そういった状況を踏まえて今後配置の状況をきちんと検討してまいりたいと思っております。

情報の伝達については、既に現在国際交流協会ですとか、また国際交流協会で把握をしている各外国人コミュニティのキーマンといった方がいらっしやいまして、そういう方を通じて行政情報というのは流しているところでございますので、そういったルートを使ってその中にさらにサポーターが入っていただくというような格好で考えてござ

度改正によりまして、単身で本県にやってくる外国人労働者の方にとっても県営住宅が利用しやすくなったというような改正でございまして、4月1日から入居される方については適用されるという状況になってございます。すなわち、これは予算事項ではございませんので、条例、規則として対応しているものでございます。

臼井委員 承知いたしました。ビジョンの中では、区分が2になっていますけれども、災害や事件に備えるということで、各関係機関のほうでいろいろと連携をとっていく、安全安心な生活を送れるようにしていくと。これは災害時ということだと思っておりますが、この辺は区分2ということなので、まだこれからというような感じでよろしかったでしょうか。

高橋外国人材受入支援課長 災害時の対応につきましては、国際観光交流課で災害時の外国人支援情報コーディネーターの育成など既に予算化をし、対応しているものでございまして、継続をしてやっていくものというものでございます。

あとは事件に備えてということにつきましては、これは警察なんかとも連携をしながら継続的な取り組みをやってまいりたいと考えてございます。

臼井委員 どこかに載っているのかもしれませんが、警察という文言がなかったものから、事件ということに関していえば、やはり県警察との十分な連携というのが必要になるのかなというふうに思っています。

全体的にいろんな課にわたってこの外国人の活躍ビジョンを推進していくということで理解させていただきましたけれども、やはりどこかで一元的にしっかりと進捗を管理されていくということも必要なかなというふうに思っています。

一般質問の中で、これもビジョンに載っていますけれども、県内への定着、就職等の定着なんていうことも質問なさっていたかというふうに思うのですが、やはり外国人に選ばれる県になるというのが一つの大きな目標としてビジョンを掲げていらっしゃるかと思っております。そういった意味ではしっかりとこの進捗状況についてもぜひ、ビジョンの策定をせつかくされているというところもありますので、ぜひそこら辺もあわせて進捗の確認、管理をまた行っていただければありがたいなというふうに思っております。

(リニアやまなしビジョン推進事業費について)

続いてもう一点、リの4ページのリニアやまなしビジョン推進事業費について伺わせていただきます。

まず、リニア駅前エリア整備の在り方検討事業費についてですけれども、駅前エリアの整備のあり方とはどのような検討を行っていくのか、また、県内交通アクセス等の検討ということもありますけれども、どのような検討を行うのか、こちらをあわせて伺いたいと思います。

石寺リニア推進課長 まず一つ目の駅前エリアの整備のあり方でございますが、リニア駅が本県の新たなゲートウエーとしまして、県内各地に向かう各交通機関へのスムーズな乗り継ぎが行

えるよう、バス、タクシー等の乗降場等の交通結節機能、また駅前へのアクセス道路のあり方につきまして専門家の御意見を聞きながら検討するとともに、それぞれ整備する施設の事業主体についても整理してまいりたいと考えております。

もう一点お尋ねいただきました県内交通アクセスということですが、県内交通アクセスの検討につきましては、次世代型交通システムの導入も視野に、リニア駅と甲府駅を初めとする県内の主要拠点とを結ぶ交通ネットワークを検討してまいりたいと考えております。特に小井川駅とを結ぶシャトルバスにつきましては、イニシャルコストやランニングコスト、運行本数等を想定しながら導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

臼井委員 次に（２）の最先端企業等誘致事業費について伺いたいのですが、ここに誘致アドバイザーの設置等とございますけれども、この誘致アドバイザーはどのようなスキルをお持ちの方を任命するのか、またどのように活用していくのか、できるだけ具体的に教えていただければと思います。

石寺リニア推進課長 誘致アドバイザーにつきましては、専門的な知見や幅広い人脈を有し、特に優先的に取り組む分野でありますクリーンエネルギー、地域特性を生かしたライフサイエンス分野等にコネクションをお持ちの人物を想定しております。具体的にアドバイザーにはそれぞれの業界の最新動向、また課題等の情報提供、ターゲットとなる企業担当者との橋渡しの役割等を担っていただければと考えております。

臼井委員 クリーンエネルギー分野でいろいろと事情に精通されている方ということは、例えばこの分野に精通をしている方と企業誘致という観点で考えると、精通しているからイコール企業誘致が有利に働くがどうかと、ここら辺はどのように整理というか、御認識なさっているのか伺いたいのですが。

石寺リニア推進課長 その分野が専門的だから企業誘致につながるのかという御意見かと思っております。確かに委員のおっしゃるとおりでございます。まずはその分野に精通しているということ、それぞれの分野の細かい分野に人脈をお持ちになって、本県が目指すテストベッドにつきまして可能性があるのかないのか。またどういったところに可能性があるのかというような知見までお持ちの方につきまして、我々のほうでまずは広い範囲、今検討委員会の委員とかワーキンググループの委員をなさっている方から始めまして、そこからどんどん細かい分野に進めてまいりまして、具体的な細かい知見をお持ちの方、またそういう人脈、ネットワークをお持ちの方にお願ひしまして、具体的なアドバイザーとして活用してまいりたいと考えております。

臼井委員 承知いたしました。次の防災バックアップ機能誘致検討事業費についてですが、この防災バックアップ機能誘致というのは、具体的にどのような機能の誘致を現時点で想定されているのか伺います。

石寺リニア推進課長 防災バックアップ機能誘致につきましては、本日からパブリックコメントを始めさせていただきます。リニアやまなしビジョンにも記載させていただきますが、本県は首都直下地震、また南海トラフ地震等で想定されております震源地から外れていること等から、巨大災害を見据えた国土の防災力を図る上では、まずは中央省庁や緊急災害対策本部の設置場所が被災した場合の代替機能、次にまた広域的な指定機能を持つヘッドクォーターとしての機能、さらには広域応援部隊のベースキャンプ機能等について本県に優位性があるのではないかと御意見をいただいておりますので、それらを踏まえまして検討を進めたいと考えております。

臼井委員 わかりました。これは長崎知事も以前からお話をされていたところだというふうにも思っておりますし、確かに災害のバックアップ機能というものについてもしっかりとこの山梨の有意性をもって代替機能としての機能を果たしていくということも非常に重要なことというふうに思っておりますので、ぜひお願いできたらと思っております。

リニアの開通に関しては、山梨にとっては本当に大きなチャンスだというふうに思っております。山梨の将来を考えれば、絶対にものにするというか、しっかりとしたものにしていかなければいけないというように、多分全員の方がそのように考えていると思っております。その分、この事業を成功させるというのは非常に難しいというか、大変なものだと思っておりますけれども、ぜひ全庁を挙げて、そしてあるいは近隣の市町村としっかりとタッグを組んで行っていただきたいと思っておりますので、ぜひ引き続き御尽力いただければと思っております。

(食品ロス削減推進事業費について)

大久保委員 県民15ページに関しまして、食品ロス削減推進事業費ということで、これは昨年の10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されまして、それにのっとり中央公共団体においても地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると大きく規定されたところでありまして、持続可能な社会の実現を目指す大きな一つの具体策として食品ロス、無駄な廃棄物の発生や減量化、子供の貧困などさまざまな問題に通ずる喫緊な課題であると認識しております。

本県はいろいろな食品ロス削減に向けて取り組んできたことは承知しておりますけれども、この新規事業で、幾つかお伺いします

まず、県民及び事業者向け意識調査とありますけれども、これは具体的にどのような方策を考えられておられるでしょうか。

塚原消費生活安全課長 先ほど委員からお話がありましたとおり、昨年10月に施行されました食品ロスの削減の推進に関する法律におきまして、県は、別に食品ロス削減の推進計画を定めるということが努力義務として規定されているところでございます。そうしたことから、来年度それを踏まえまして、県民事業者が連携した取り組みを示した食品ロス削減推進計画を策定するというを考えております。

策定に当たりましては、消費者、事業者の意識などを把握する必要がございますので、県内在住の消費者1,000人と外食産業や食品製造業、流通業などの食品に関する1,

000の事業者に対し、来年度にアンケート調査を行いまして、食品ロスに関する考え方などを調査していくこととしております。

大久保委員 キャンペーンというのは今までも実施していると思います。個人向け、ファミリー向け、企業向けということで。私は住んでいるところが石和でして、いろんな旅館やホテルで何十人規模の宴会の中締め後の光景を見ますと、これはもう本当に、いかに大きいかと。今年度、個人向け、ファミリー向け、企業向けにどのようなキャンペーンを実施し、来年度はどのような特徴があるのでしょうか、お伺いします。

塚原消費生活安全課長 これまで県では、食品ロス削減推進月間でありまして10月に甲府駅での街頭キャンペーンを行ってきております。また、昨年6月、食育推進全国大会を開催し、女優の石田ひかりさんをお招きいたしまして、食品ロス削減のための講演会を行ってございます。

 今後は食品ロス削減に向けましてより一層の県民意識の向上を図るために、従来は1カ所で行ってございましたこうしたキャンペーンにつきまして、市町村と連携をして回数をふやし、より広い地域で実施していくということ。また、イメージキャラクターを制作いたしまして、これを活用したキャンペーンを展開していく。そうすることによりまして広く県民に意識の定着を図ってまいりたいと考えております。

大久保委員 最後に、意識啓発ですとかキャンペーンは大事ですけども、確実に一步一步進めていかないとならないわけで、例えば旅館では、宴会の乾杯から30分と締めから10分さかのぼって座って食べましょうということもやっているわけですし、もうちょっとここら辺ですね。例えば自己責任において残ったものを持って帰るパックを用意するとか、幾らでも進め方があると思いますけれども、今後どのように、もう一度、どういう部分が必要なのか、一步進むにはどうすればよいのかというようなキャンペーンについてお伺いして、質問とさせていただきます。

塚原消費生活安全課長 先ほど委員もおっしゃられたとおり、食品ロスの削減には、廃棄物の発生といったようなさまざまな課題が関係をしているところでございます。そのため、昨年11月に庁内連絡会議を立ち上げまして、全庁的な検討を進めているところでございます。

 先ほど申しましたとおり、来年度も引き続き、食品ロス削減推進計画の策定や、削減に向けた具体的な取り組みについて、全庁的な検討を進めまして、その取り組みを着実に実施してまいりたいと考えてございます。

 さらに、消費者だけではなく、生産や製造、販売等の食品関連会社や市町村などの多様な主体と連携をいたしまして、これを県民運動につなげ、食品ロス削減の実践を促してまいりたいと考えております。

(わくわく地方生活実現事業費について)

山田(七)委員 政の12ページ、わくわく地方生活実現事業費についてお伺いいたします。

 今年度100件のうち1件しか助成をしてこなかったということで、事業的には余り芳

しくないという中で、また今年度もこれをするわけです。助成につながらなかった要因の一つに、国の要件が厳しすぎたということがあり、それに対して来年度、国の要件がある程度緩和されたというような話をお伺いしたんですけれども、具体的にどのようなことが緩和されたのか、お伺いいたします。

津田地域創生・人口対策課長 移住支援金制度の要件緩和ですけれども、まず補助金の対象者につきまして、移住前の要件がございます。概要を申し上げますと、移住前に東京23区に5年以上在住している、または5年以上通勤しているという要件があるのですが、以前は移住する直前に連続して5年以上という要件だったのですが、これが、直前に連続して1年以上かつ10年間で通算5年以上というふうに緩和されました。

また、企業の要件も緩和されまして、移住支援金を申請するには、移住するだけでなく県のマッチングサイトに掲載してある求人先に就職しなければならないのですが、この求人を出せる企業にも要件がありまして、従前は資本金10億円未満の法人に限定していましたが、見直し後は資本金10億円以上であっても50億円までの法人については所在市町村長の推薦に基づき対象とすることが可能となりました。

山田（七）委員 事業が進まなかった要因のもう一つに、甲府市を含む5市町村の理解が得られなかったというような話でしたが、具体的にどの市町村の理解が得られなかったのか、またその理解が得られなかった理由、そしてこの5つの市町村が本年度この事業を事業化したかどうかをお伺いいたします。

津田地域創生・人口対策課長 今年度この支援金制度に参加しなかった5市町村は、甲府市、南アルプス市、中央市、昭和町、小菅村でございます。いずれも初めての制度ということで、自分のところにとってどのくらいの効果があるのかというところを検討していたというところでございます。

来年度につきましては、中央市が参加する予定になっております。また、甲府市と小菅村については、方向性は未定ということで、引き続き検討を進めると聞いております。南アルプス市と昭和町につきましては、現状では、来年度については参加を見送るという考えと聞いております。

山田（七）委員 来年度分の助成対象の件数、先ほど81件というような話を伺ったのですが、この81ということにした基準といたしますか、何を基準に81件にしたのかお伺いいたします。

津田地域創生・人口対策課長 81件につきましては、来年度参加予定の市町村の意向を聞き取りまして、それぞれの希望、あるいは目標とする件数を足し合わせたものが81件となっております。

山田（七）委員 昨年度100件という枠の中で1件しかできなかったと。甲府市は県庁所在地ですよ。南アルプス市も人口規模が大きいという中で、ことしもこの二つの市が事業化していないということに対して、81件というのはできるのですか。

津田地域創生・人口対策課長 81件は各市町村で目標とするということで、県でも予算に乗っているのですが、やはり周知を市町村とともにいろんなところでやっていくということ。県の、東京の窓口でも周知をしますし、県のウェブサイトだけではなく、各市町村のウェブサイトでもいろいろと周知をしてもらう。またマッチングサイトに魅力的な求人が載っているということが就職の決め手となりますので、事業者についても企業向けセミナーで県からよく説明をして御理解をいただいて、若い人にとって魅力的な求人を出していただけるよう、個別訪問などもしながら働きかけていって、何とか81件を目指したいと考えております。

山田（七）委員 こういった事業というのは、県が当然音頭をとって行く中で、市町村が一体となって進めていくというのが重要なわけでありまして、この残りの市町村に引き続き事業化に向けて応援というか取り組みということが続けていくということによろしいでしょうか。

津田地域創生・人口対策課長 その市町村につきましても引き続き担当課とよく打ち合わせを、また担当課だけではなく幹部の皆様にも直接お会いしてお願いをし、そしてまたそれぞれに何か障壁があつて事業化ができないということであれば、その障壁を外すお手伝いを県もしていきたいと思っております。

山田（七）委員 最終的には東京圏から移住してきた方に就業とか起業とかということを目指すわけですから、東京圏でのPRというものが当然必要になってくると思うのですが、この東京圏のPR、市町村とうまく連携しながらどういうふうにやっていくのかお伺いいたします。

津田地域創生・人口対策課長 東京圏のPRですけれども、やまなし暮らし支援センター、やまなしUIターン就職支援センターの窓口にはらっしゃった方に丁寧に支援金制度について説明していただく。また市町村もやまなし暮らし支援センターややまなしUIターン就職支援センターの窓口と一緒に座って、市町村と県の合同の相談ウイークといったことを以前からやっております。そういったときには市町村の方からも相談にはらっしゃった方に説明をしていただいて、そういった本県への移住に興味のある方によくわかっているように説明をしていきたいと思っております。

山田（七）委員 最後の質問になりますけれども、山梨が進めている攻めのやまなし、また、先ほども白井委員からも話がありましたけれども、選ばれる山梨というものを目指すのであれば、来てくれた方に周知をするというだけでは全然攻めてないですね。確かに知っているから来てくれるというようなPRということはしていかなくてはならないのですが、もっともっと外に向かって発信するために、県はどういうふうを考えているのか、最後お伺いいたします。

津田地域創生・人口対策課長 相談窓口にいらっしゃる方につきましては、今回予算にも出していますプロモーション事業というのを県でもやりまして、大規模な相談会を行ったりします。またそのほかにもやまなし暮らし支援センター体制強化費ということで、新聞広告、雑誌広告などそういった予算もございますので、積極的に広報していきたいと考えております。

(伝統芸能でひもとく「山梨の名水」魅力発信事業について)

卯月委員 課別説明書の県民の19ページ、伝統芸能でひもとく「山梨の名水」魅力発信事業について幾つかお聞きしたいと思います。私も一般質問でこのオリパラを好機と捉えて、地域の伝統文化を磨いて国内外の来訪者に見てもらって、地域振興につなげたいという旨の質問をしたわけですが、この内容を見ますと、本県の豊かな水の魅力を事前合宿で来日した競技関係者に向けたイベントを実施するというようなことが書いてありますけども、この事業と東京オリンピック・パラリンピック大会との関連についてまずお聞かせいただきたいと思います。

酒井生涯学習文化課長 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、国や地方自治体、文化団体等が連携をして日本の文化芸術の力を国内外に発信する東京2020NIPPONフェスティバルを全国で展開することとしております。

伝統芸能でひもとく「山梨の名水」魅力発信事業は、この東京2020NIPPONフェスティバルの共催文化プログラムとして認証を受けた事業でございます。共催文化プログラムは、世界の注目が東京や日本に集まる本年の4月から9月ごろまで全国の自治体が主体となり、組織委員会と共催で実施する文化プログラムでございます。

県と組織委員会との役割につきましては、県は事業の企画・運営、費用の負担、また大会マスコットやロゴマークを活用したPRなどを行ってまいります。また、組織委員会はフェスティバルの特設ウェブサイトによる情報発信やリーフレットによる周知などの広報・PRを行います。

卯月委員 全国におけるということですから、全国の自治体が相当応募しているのかなという感じもしますが、この東京2020NIPPONフェスティバルの共催文化プログラムの現在の認証状況についてお聞かせいただきたいと思います。

酒井生涯学習文化課長 組織委員会によりますと、全国でおおむね50団体が認証を受けていると聞いております。プログラムの内容は、例えば、ふじのくに野外芸術フェスタ実行委員会が主催する駿府城公園での野外演劇や、新潟市が主催する米どころの新潟を象徴する稲わらの巨大プロジェクトを制作・展示するわらアートなど多彩な催しが開催される予定です。

卯月委員 多くの地域が認証されておりまして、各地域で多彩な催しが開催されるということですが、本県の事業内容とか特色に案があれば教えていただきたいと思います。

酒井生涯学習文化課長 本事業の特色は本県の富士山を初めとする国内屈指の名峰から生み出された天然の水がめと呼ばれる山梨の名水の魅力を、水にまつわる伝統芸能の公演や体験プログラムを通して来場者に感じていただきたいと考えております。

内容としては水にちなんだ和太鼓や甲州三味線の演奏、また武田信玄公による信玄堤の治水技術のワークショップなどを予定しております。

卯月委員 わかりました。コロナのことも心配されるのですがけれども、特に山梨は本当に多くの来訪者が期待をされているところでもありますので、本当に絶好の機会だというふうに思います。

そこで最後に、この事業のPRを広くどうやって伝えていくのかお聞かせいただきたいと思います。

酒井生涯学習文化課長 事業のPRにつきましては、組織委員会では日本フェスティバルを紹介する特設ウェブサイトやPR冊子による周知を行うなど世界に向けた情報発信を行ってまいります。

また、県においては、日本フェスティバルのロゴマークや外国語での紹介を取り入れましたポスターの掲示やチラシなどを配布することにより、さまざまなPRを効果的に行ってまいります。それにより多くの皆様の御来場を得る中で、山梨の歴史と文化が持つすばらしさを国内外に発信し、本県の文化・芸術の振興につなげてまいりたいと思っております。

(地方創生フォーラム in 山梨開催費等について)

望月(利)委員 政の10ページをお願いします。マル臨の地方創生フォーラム in 山梨開催費についてお聞かせいただければと思います。本会議でも私が質問させていただきました国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、それを受けて県でも総合計画と連動した形ということで、地方創生の中で官民協働という部分のフレーズが色濃く出てきていると思いますが、その中で令和3年1月に実施される地方創生フォーラムの内容についてお聞かせいただければと思います。

津田地域創生・人口対策課長 地方創生フォーラムは全国で行われているものが来年度本県に来るということで、地域活性化センターと共催してやりますが、テーマはそれぞれ開催場所で違います。今回山梨県については官民協働による地方創生ということで、具体的には、令和3年1月というのはオリンピック・パラリンピックも終わった時期ですので、そういった時期にふさわしい、オリンピック・パラリンピックでいろんな人が山梨にやってきて、スポーツの振興や観光の振興など、そういったレガシーを生かして、官民協働で地方創生をするにはどうしたらいいかといったことを話し合うシンポジウムにしたいと考えております。

具体的な講師については、これから共催する地域活性化センターと相談して決めていきたいと考えております。

望月（利）委員 官でできること、民でできることということで、それぞれ得意分野を生かしながら地域を盛り上げていこうという、こういう取り組みだと思いますが、事前に官と民で協議する場というか、役割分担をしていくといった動きというのはあるのでしょうか。

津田地域創生・人口対策課長 官民協働で地方創生ということで、現在、人口対策アクティブネットワークやまなしというつながりがございます。これは県と一緒に人口対策、地方創生をやっているという民間の企業にも入っていただいた組織ですが、そこでこれまでもフォーラムということをやっております、それぞれこんな活動をしている、あるいは今度はこんな活動をしたいということを発表し合っていました。そういった中で少しずつ官民の役割は何かというのを考えるようになってきております。

また、3月23日には、この人口ネットでアイデアコンテストというのを、時節柄ギャラリーは入れずに、発表者と審査員と事務局だけでやるのですが、コンテストなどをやって、民のアイデアというものが、こんなものがあるということ、人口ネットを通じて、周知していきまして、官と民の連携、そしてその役割というの何かというのを考えるきっかけにしたいと考えております。

望月（利）委員 アクティブネットワークやまなしという形で今現状動き始めている、その動きをさらに県内に波及させていく、そしてアイデアを出していきながらということで、次のステップを考えていこうということだと思いますが、その先のビジョンという部分、まだ出てきていないかと思いますが、その官民連携の理想的な形、ぼんやりしたもので構いませんが、最後にお聞かせいただけますでしょうか。

津田地域創生・人口対策課長 地方創生につきましては、国のほうでも地方創生推進交付金という財源を用意しております、各自治体が基本的には民間と協働してやるというスキームになっております。いろいろなアイデアが山梨県内でも出の中で、行政が表に出るのではなく地方創生に取り組む企業が表に出て、それに行政が補助する、あるいは委託をするといったこともだんだん広がっていくのではないかと、そういった交付金の本来のスキームに近くなっていく面もあるのではないかと考えています。行政がやる場所、そして民間に任せるところ、そしてその民間の最初のところを行政が少しお手伝いをする、そういったいろいろな形の地方創生が広がっていくのではないかと考えております。

(ふるさと納税促進対策事業費について)

桜本委員 政の10、ふるさと納税に対して予算を盛られています、目標額、それと前年対比ということはどんなふうにご検討されていますか。

津田地域創生・人口対策課長 ふるさと納税促進対策事業費でございます。今回1,063万1,000円の予算案でございますけれども、寄附見込みは最低でも1,800万円と考えております。

また、前年比ということでございますけれども、本年度、令和元年度の寄附状況ですが、1月末現在で1,997万1,000円でございます。先ほどの来年度目標1,800

0万円という、これより少ないのですが、実際にはこれより多く寄附していただくということを目標としております。

桜本委員 知事も自主財源ということをおっしゃられている中で、やはり各都道府県、全国の市町村もこういったことで非常に競争をしている中で、目新しい返礼品というものは何かお考えですか。前は知事のほうで全県共通で7品目ぐらい並べた要素もありましたけれども、今年度の目玉というものは何かございますか。

津田地域創生・人口対策課長 今の時点では、目玉といったものはないのですが、実は来年度からそういった返礼品の開拓といったところも専門的な会社に委託をしようと考えています。今までは返礼品をサイトに載せるだけだったのですが、来年度からは、サイトの事業者を変えて、そちらのサイトのほうで返礼品の開拓まで手伝ってくれるということです。

乙黒委員長 答弁はもっと短くていいです。たくさん質問があるので。

津田地域創生・人口対策課長 失礼いたしました。今のところ目玉というのはないのですが、専門的な事業者に手伝っていただいて、山梨の魅力的なものを開拓して返礼品にしたいと考えております。

桜本委員 非常にタイムリーな形で、例えば、都留市とか市川三郷町ですが、トイレトペーパーがたまたま都留市の場合あったということで、そこで瞬時に何百万というものが寄せられたというものでありますので、そういった企業に頼るということではなくて、やはり行政として時代を読み取る、あるいは時代を先読みするということを企業任せではなくて、みずから行政マンとして読み取る力もぜひ活用してもらいたいと思います。

また、今まで日本人がふるさと納税のターゲットでありましたが、外国から日本に定住されて、大企業で給与だとかあるいは不動産所得を持っている方々もおり、今日本人ばかりではなくて外国人も非常に多くいるわけですね。そういった方々に対しても、この山梨県のふるさと納税というのものも、国別というのですか、人種別というのですか、宗教別というのですか、やっぱり多岐にわたって戦略的にふるさと納税をいかにして活用していくかという、そういった考えも深めていただきたいと思います。

それに合わせて、企業版ふるさと納税というのは当初予算に組み込まれているのですか。この点についてもお答え願えますか。

津田地域創生・人口対策課長 まずは行政みずから返礼品の開拓ということでしたが、そういったところも気をつけてやっていきたいと思います。

それから、外国人ということですが、外国人がどういった返礼品を好むかということも以前にも桜本委員に御指摘いただいたことがございまして、調べたところ、ここでしかない体験を好むといったことがわかりましたので、体験型の返礼品についても充実していきたいと思います。

また、企業版ふるさと納税ですけれども、ここが収入ということで、この予算課別に

はないのですが、今いろんな企業に働きかけて計画をつくろうと思っておりますけれども、来年度については今のところ企業版ふるさと納税の計画は立っておりません。

桜本委員 立っていないのですか。今まで並行した環境ですとかあるいは水に対してのものがあつたかと思うのですが、もうそういったことはやられていないということですか。

津田地域創生・人口対策課長 本年度まであつたのですが、本年度でその計画、それぞれの企業と一緒につくった計画が終了となりました。次にまた企業を募って計画を立てていきたいと考えておりまして、全庁的に関係のある企業に働きかけをしているところでございます。

桜本委員 今回の答弁、あまり理解できないのですが、企業版ふるさと納税の期間は、契約していただいている企業との契約が満了したと。でもこれは新しくするとか、あるいはもう一つやっぱり山梨県としてのどういった企業に応援をしていただくかというものがノープランであれば進まないと思うのですよ。これ、まさしく並行してももちろんやるものじゃないのですか。

渡邊総合政策部長 企業版ふるさと納税については、現時点で具体的な予定はないのですが、ぜひとも受け入れていきたいということを考えております。地域再生計画というのを1月に申請して3月中にもし認定をいただければ、その認定を踏まえた中でいろんな企業と相談をして、ぜひとも取り組んだような形、次へのステップへの取り組みは今進み始めております。

今回の予算の中ではそれは出てきていないのですが、3月中に内閣府のほうから御認定をいただければ4月以降にいろんな企業と相談をして企業版ふるさと納税についても取り組みを進めていきたいというふうに現在考えているところでございますので、次のステップにもう進んでいるということでございます。

ただ、現時点において今具体的にどの企業というものの計画は残念ながらまだございません。まず認定を受けないと、その次のステップに進めないものですから、まず認定を受ける手続をさせていただいているところでございます。

桜本委員 認定というのは、これは国で審査するものですね。ですから、国で審査するものにおいても、山梨県においてどういった企業に対して来ていただきたいのか、そして企業としても山梨県のこういう事業に協力していただきたいというベースがあつたかと思えます。今総務省のほうに出しているという、そういった話ではないと思えますよ。

まあ、自主財源を確保するという目的で、企業からの企業版ふるさと納税というのは非常に大きい金額でありますし、そして企業としてもイメージを売りたいということで非常に努力をしているところでありますので、もうこの件についてはそれ以上言いませんが、しっかり対応してください。

渡邊総合政策部長 今回の認定申請の際に総合計画を添付させていただいたので、要は委員御指摘のとおり非常に自主財源の確保というのは知事も力を入れている部分ではございますので、

あらゆる分野に及んでということが今回認定のところの添付資料とさせていただきます。

国のほうからも具体的な個別企業ということは求められておりませんので、今回は総合計画で認定を受ければ、総合計画に記載の事業の中にあつて企業との連携を図って企業版ふるさと納税につなげていけるものというふうに考えております。今後はできるだけそういう形で進められるように努力をしてまいりたいと思っています。

また、先ほどのふるさと納税にも新しい品目がないということであったのですが、昨年9月末までに山梨県もようやく指定を受けることができましたので、今度新しい形で委託をするのですが、ぜひ山梨県としてのオリジナリティーがある中でふるさと納税が少しでも進むように取り組んでまいりたいと思います。

(わくわく地方生活実現事業費について)

桜本委員 政の12、先ほど山田委員のほうからも話がありましたけれども、2月補正の中で、前年度の既存の県費を2,645万円お使いになられているわけですよね。これと連動した第2本目の、来年度本気でやらなければならない連動性の中で、前期に使ったお金というものはどういうふうに今回の流れの中に生かされているのですか。

津田地域創生・人口対策課長 2,600万円何がしかのお金ですが、これまでになかった求人情報を載せるマッチングサイトというものをつくりました。今現在150件程度の求人載せておりますが、その求人を開拓したのもそのお金の中でございます。この求人に関しまして、就職して移住していただくというふうに、今年度いろんな準備といたしますか、夏ごろまでに準備をしたものがやっと形になり、それに応募していただいで移住を促進していただくというふうに考えております。

また、マッチングサイトに載せる求人というのもさらに件数をふやし、魅力的なものを載せていきたいと考えております。

桜本委員 2月の補正のところで既に2,645万円使われて、今回1,700万円というプラスアルファが生じるわけですよね。ですから、その意味も込めてやはりしっかりしたものに組み立てていただきたい。その中で、さっきあまり明確ではなかったのですが、81件というのは、世帯が100万円、単身が60万円ということで、世帯別、単身別に分かれて、また後ほどわかるところで説明を願いたいのですが、どういう割合で市町村から今現在やりましょうというものが出ているのですか。

津田地域創生・人口対策課長 この支援金は、世帯100万円、単身60万円なのですが、実際にいらっしゃる方が単身なのか世帯なのかはわからないということで、県につきましては100万円、世帯分を基準として県が4分の1、国が2分の1の75万円を1件として計上しております。各市町村についてもそういった考えで計上していると聞いております。

桜本委員 聞いているということではなくて、ある程度これはもう去年から続いているところで、もう27市町村には説明がついていると思うのです。その中で、先ほど、具体的な町村

名は上がってきたけども、町村別に例えば甲府市25件とか、あるいは笛吹市20件という具体的な数字は今お持ちなのですかということ聞いています。

津田地域創生・人口対策課長 この81件につきましては、各市町村からの数字を積み上げたものでございますので、市町村別の数字はございますが、それが単身を見込んでいるか世帯を見込んでいるかというところは……

桜本委員 それは別にして、わかる範囲で説明してください。

津田地域創生・人口対策課長 市町村ごとの件数でございますね。

桜本委員 はい。

津田地域創生・人口対策課長 この81件の内訳でございます。富士吉田市6件、都留市6件、山梨市3件、大月市9件、韮崎市3件、北杜市5件、甲斐市10件、笛吹市10件、上野原市4件、甲州市4件、中央市3件、市川三郷町2件、早川町1件、身延町1件、南部町1件、富士川町2件、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、ここは全て1件でございます。富士河口湖町5件、丹波山村1件、これが県の調査に対してそれぞれ市町村が上げてきた数字でございます。

桜本委員 具体的に数字を聞いて、今のところ安心していますが、これも最終的に移住支援金を受けるについては、やはり就業あるいは起業ということ乗り越えなければ当然なし遂げないものでありますので、十分去年のことを踏まえてしっかりやっていただければと思います。

(リニアやまなしビジョン推進事業費について)

次に、リの4です。リニアやまなしビジョンの推進ということで、非常に時間もかけてきた問題ですし、今までの知事さんがずっと長年それぞれの考えの中、あるいは経済状況の中で積み上げてきたものであります。その中で今回のビジョンを見ると、企業の誘致だとかそれに基づく最先端技術を呼び込むためのそれぞれの考え方に沿って進んできているとは思いますが。

そういった形の中で見落としているのが、リニアを呼び込むことの中で一丁目一番地と言われて人口増にどのように結びつけていくのかということが、記載漏れしているというか、考えがそこに及んでいないという感想を持ちます。

例えば人口としても、定住人口も含めて、今新幹線等を使いながら、ローカルに住みながら首都圏に勤務するというような形で、そこで隣の課が進めているような通勤通学者にというようなものもあるのですが、そういった意味の中で、交流人口だとか定住人口に対する、そのビジョンに対する反映が欠けていると思います。

駅を決める中で、中央市がいいのか現状がいいのかということでコンピューターを交えた仮想的なものの中で選ばれたわけなのですが、そこに一つの人口の考え方というの

が、コンピューターを操作しながら出したものがこのビジョンに反映されているかという、具体的な定住人口にしても交流人口にしても、具体的に反映されていないと考えているのですが、どのようにこのビジョンをつくるに当たり、その辺をどういうふうに組み込んでいるのですか。

石寺リニア推進課長 委員御指摘のとおり、昨年12月にリニアの駅位置の検証ということで、1万3,500人、小井川駅とシャトルバスでつないだ場合ということで推計を出させていただきました。これは、平成28年度の県内外の人の流れをベースに人口検証等を踏まえる中に出させていただいた数字でございます。その中には通勤通学というものは、現在のベースでございますので含まれておりません。

そういった中で、ビジョンの検討に当たりましては、検討会議またはワーキングでさまざまな御意見をいただく中で、通勤通学というような可能性についても御指摘をいただきました。ただそういった中で、リニアの、今後の時間短縮効果と山梨の持つ強みを生かして何をすべきかということの中で、やはり何かを突破口にして一つやっていくべきだろうということの中で、今出ておりますテストベッドを誘致してそこを突破口に、本県の雇用また経済に波及させて、それを受けることによりましてその波及効果といたしまして交流人口の増加とかそういった問題についても取り組んでまいるといような形で、具体的な数字ではございませんけれども、そういったものを前提にこのビジョンというものは検討してきたと承知しております。

桜本委員

ビジョンはビジョンで、将来計画をある程度大項目で進めていこうというものは大事かと思えますけども、やはりその中で、先般甲府市と連携してスピーディーに整備を進めようとか、駅前はこちらがするのか、あるいはこちらがするにもどこまでするのかという、山梨県だけのビジョンを持っても、やはり甲府市ですとかあるいは隣の中央市、笛吹市等のリニア沿線というのですか、そういった市町村がやはり人口を背負うものですので、その積み重ねが山梨県の人口であるわけですので、そういった周辺の市町村との人口に対する考え方、整備計画をもとに考えていかないと。各市町村によっても人口ビジョンによっては社会資本を整備しなければならない問題もあるわけですよ。

例えば、甲府市が人口をふやそうと言っても、その周辺に幼稚園があるのか、保育園があるのか、学校があるのか、道路整備はどうなのかということで、そこでまた抱えている問題というのは山ほどあるわけですよ。

やはりこれはもう以前から言われているように、周辺の市、町との連携、話し合い、お金のあるいは役割分担ということを明確にきちんとしていかないと、一つの事業というものはなし遂げられないと思うのですよ。昔から言われている山梨県と周辺市、町との連携がまだまだ進んでいないような気がいたしますが、局長、実際どんなふうを考えていますか。局長、今まで周辺にどんなふうには足を運んできましたか。お答えください。

三井リニア交通局長 委員の、まだまだコミュニケーションや連携が足りないのではないかと、それは真摯に受けとめたいと思います。このリニアのビジョン策定に当たりましては、策定の素案、リニアの議連の先生方に説明したのと軌を一にして、昭和町、あるいは中央市、

甲府市、個々の首長さんのところに私も回って説明させていただく機会もいただきながら、県の考え方をお伝えさせていただいたところでございます。

まだまだ足りないというのは私自身も思っております。県民の皆様ともしっかりとコミュニケーションをとり、地元市町村ともしっかりコミュニケーションをとりながら、まさに事業を進めるときの役割分担は、民間の方の役割も大切だと思っております。

今回のビジョン、経済団体の皆様のところにも説明に伺いました。今後も丁寧にやりながら連携をしっかりとって進めてまいりたいと考えております。

桜本委員

やはりこのビジョンによって、まず人口規模をどれだけこの周辺でふやせるのかということが主でないと、やはりテストベッドで実証実験、実証実験といっても、5人や50人や100人来て、それは経済効果というのは5年後、10年後、100年後出るかもしれませんけれども、今まさしく生きている、ここで生活している私たちが享受できなければ始まらないわけですよ。実証実験で将来に夢を持てるなんていう、そういった実証実験をあらわしてくれればいいですけども、今の紙ベースで我々の将来に対して、リニアで本当に昔から大先輩の方々が努力して、そして実験線を持ってきてここまでできたということに対して、やはり今私たちがそれを享受できなければ大先輩の方々に感謝できないと思うのですよ。

駅のオープンに反対しているところも進んでいないところもありますけども、最終的な目標に向かってやはり1年1年実行計画をつくりながら、人口のことももう少し頭に入れていただいて、ぜひ甲府市を中心に、周辺とも密接な取り組みをしてもらいたいと思います。

最後になりますが、トヨタが公表したコネクテッド・シティということで、トヨタ自動車の社員2,000人を中心にスマートシティという新しい考え方に基づいた事業が、富士山の反対側でもう進んでおります。そういったところも含めて、山梨なりの県民の所得がアップするように、そして生まれ育った方々が、生まれ育ったここで地に張れるような生活ができるように、ぜひ、もう少しでありますので、もっともっと具体的に物事を進めていってほしい。我々が目に見える形で考えてほしいと思いますが、最後に一言、人口増ということを中心に御返答ください。

三井リニア交通局長 今回のリニアやまなしビジョン、良質な雇用の拡大、あるいは所得向上というところを目標に掲げてはいるのですが、当然その先には、そういった一人一人が豊かな暮らしができる山梨は、人口がふえることが大きな目標として見ているというのは、我々も考えているところがございます。そういう意味ではしっかりと、この待ったなしの状況だと認識しておりますので、スピーディーに、このビジョンが策定になった暁には速やかに取り組んでまいりたい、あるいは今からできることもしっかりとやっていきたいということで、先ほどお話にありましたWoven Cityのことも調査とかあるいはどんなことが我々にできるのかという研究も始めております。ちょうど富士山を挟んで真反対のところになっています。富士山を挟んで何ができるのかと。またいろいろなことも提案をしていきたいと考えております。また皆様にもお知恵も御協力もいただきたいと考えています。よろしく申し上げます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 1 号 山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定の件

質疑

山田（七）委員 ヘルメットについて、これ「努める」ですから努力義務になっていますよね。保険に対しては義務になっているのですが、よく工事現場とかでヘルメットをかぶっていないでけがをした場合には労災がおりないとか、そういったこともあるのでしょうかけれども、保険というのは大体どういうことになっているのですか。もしヘルメットをかぶっていないで事故とかが起きても、これは保険というのは適用されるのですか。

三井交通政策課長 全ての保険の適用関係について承知してございませんけれども、幾つかの保険会社等に確認している限りにおきましては、特にヘルメットをかぶっていないと保険の適用にならないということは今のところ確認はしてございません。

山田（七）委員 事故を起こしたときの相手への高額賠償という、この側面があるからこの条例をつかったのでしょうかけれども、けがをした場合、自分がいかにけがをしないかということもやっぱり考えていかななくてはならないわけであって、そこではやはり努力義務よりもなるだけ義務にしていたほうが、私としてはいいのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょう。

三井交通政策課長 委員御指摘のとおり、努力よりも義務のほうが、保険の加入と同じように条例で義務づけた上でその徹底を図るということは効果があると思います。ヘルメットにつきましては、道路交通法の中で、小学生未満につきましてもヘルメットをかぶるようというところで、これまでの県の交通安全運動等におきましても、自転車安全利用五則という中のヘルメットの着用につきまして、その着用も推進しているところでございます。

今回の条例につきましても、道路交通法が小学生未満で努めるという適用があるわけですが、この点につきましては、条例にも同じ規定を新たに明記することで、道路交通法の趣旨とする小学生未満はなかなかその体力や反射能力がないということの観点で、そういった方の頭部への損傷の事故を防ぐということで規定づけをさせていただいたところでございます。

また、それ以外の方のヘルメット着用につきましては、この条例の制定の普及・啓蒙の中で、ヘルメットの着用、これは事故による体の損傷を低減するというところにつきましては明らかでございますので、その着用について勧奨を進めていくというような取り扱いをしてまいりたいと考えてございます。

山田（七）委員 最後に、この条例ができることによって交通安全というものに対する意識をしっかりと啓蒙・啓発していただいて、県内での自転車に対する交通事故というものがなくなることに期待を申し上げまして質問を終わらせていただきます。

桐原委員 新規で自転車を購入するという場合にはこれはすごくわかるのですが、今ある自転車に対してどういうふうに保険加入を進めていくのかという点についてお尋ねをいたします。

三井交通政策課長 新規に購入する、これは自転車小売店の店頭で加入を勧めていただくわけですが、既存の自転車の保険の加入につきましては、広くさまざまな広報等を通じてこの条例の制定、また保険に入らなければいけないこと、なぜ保険に入らなければいけないのかというのは、全国で高額賠償請求事件が発生している、そのケースというのはこういったケースだということをしかり周知させていただきながら、また保険の種類が今さまざまなものがあって、非常にわかりづらいというところもございます。

保険の中には自動車保険とか火災保険の特約ということで既に自転車の保険に知らずのうちに入っているというふうなケースもございますので、そういった保険の種類、また加入の確認方法等につきましても広く丁寧なパンフレットを作成させていただいて、既存の自転車を保有されている方の加入の促進、周知のほうを対応してまいりたいと考えてございます。

桐原委員 今山梨県にどのぐらいの自転車があると推測されているのでしょうか。またその加入の目標、100%というのはわかるのですが、台数がわからないのに目標数値を決めるとするのは難しい問題だと思いますので、その辺、県がどのように把握をされているのかお尋ねをいたします。

三井交通政策課長 自転車の台数というのはなかなか把握できないのですが、自転車を購入したときに防犯登録を行います。昨年、防犯登録を新規で行ったものが自転車組合への聞き取りでは約2万8,000台でございます。現在防犯登録の件数が何件かということは大体わかると思うのですが、なかなか防犯登録をしたまま、そこを新陳代謝でやってございませんで、今ある県内の自転車の総数というのはわかりませんが、年間で新規に自転車を購入していたのは昨年在2万8,000台程度。今年度は昨年を上回るペースで販売がされていると承知してございます。

桐原委員 承知をいたしました。ぜひ啓発また広報していただきたいと思います。

あと、外国人の方が自転車に乗っているというケースが多いですね。仕事には歩きや公共交通機関を使うけれども、買い物や自分でどこか出かけるには自転車を使っているという方をお見受けするのですが、そういう方たちへの広報をしっかりといただきたいと思います。その点について最後お尋ねをいたします。

三井交通政策課長 ただいまの条例の周知、保険の加入等につきまして、外国人に対する対応という御質問でございますが、作成いたしますチラシ等につきまして、やはり日本語だけではなくて、多言語で外国人向けのチラシというものを作成して対応してまいりたいと考えてございます。

臼井委員 自転車の販売についてですけれども、自転車の小売業者あるいは自転車の貸付事業者等ありますけれども、小売業者でも個人でやっているような自転車の販売店あるいは量販店のようなもの、あるいはインターネットというのもあるのでしょうか、そこら辺の販売の割合がわかれば教えてください。

三井交通政策課長 販売の割合の御質問でございますが、申しわけございません、販売の割合は把握してございません。

臼井委員 自転車小売業者が加入の確認を義務ということになっているのですが、例えば、通販等で買った場合というのは、そういうのはあるかどうかはわからないのですが、そういったときというのはいかがでしょうか。

三井交通政策課長 通販につきましても、インターネットの中で購入者が加入している・していないというものを、ネットの画面の中に入っている・入っていないというふうな項目を設けて、そこで確認をして、入っていないということにチェックをされた方については、保険の加入の必要性でありますとかそういった周知をしていただくというふうな、そういったネット販売の画面、取り扱いの中でやるという対応になろうかと思えます。

臼井委員 例えば、通販だと山梨県ということではなくて、県外のサイトから購入できるということだと思うのですが、そういったものというのも全部その通販のサイトの中でそういったチェックだとか云々というのができるような状況なのでしょうか。

三井交通政策課長 今の御質問につきまして、今手持ちの資料の中で明確に答えることができません。申しわけございません。

臼井委員 最後に1点。自転車の小売業者が、保険のTS保険・TSマークと、あるいは一般の何かそういった保険会社を取り扱っているような特約のようなもの、この割合はどのぐらいになることを想定しているか、それを最後にちょっと伺いさせていただきたいと思えます。

三井交通政策課長 今御質問がございました保険の種類、これはさまざまなものがございます。いわゆる自転車保険、それ以外に自動車保険の特約、火災保険の特約等付帯保険、またクレジットカードの付帯とかですね、あと今例示されました自転車そのものの車体につけるTSマーク保険、これは自転車安全整備士が整備をした上で付帯する保険でございますが、この保険の内容がどの程度の割合かということの御質問だと思えますが、今のところこ

れが私どもの把握というよりも、なかなか保険会社の中のどんな割合かというのが、それが今集計の数値がちょっとございません。これは我々の把握ができないということよりも、そういった割合自体が今どの程度かということがわかりませんので、ちょっとそこから辺については明確のものが今お答えすることができないという状況でございます。

乙黒委員長　　今の臼井委員からの質問、ちょっと答えがなかなかまとまっていないような部分がありますので、ここで委員各位に申し上げます。一旦審査の途中ではありますが、暫時休憩をさせていただきます。

(休 憩)

乙黒委員長　　休憩前に引き続き、会議を開きます。
第1号議案に対する審査を継続します。

三井交通政策課長　休憩前の臼井委員の御質問に改めて回答させていただきます。

インターネットによります小売店の場合の確認等の内容でございます。これにつきましては、昨年2月に国から示されました標準条例の解説の中に、実店舗ではないインターネット通販を行っている場合の対応の説明がございます。実店舗ではなくインターネット通販を行っている自転車小売り業者の場合には、そのホームページ画面や取引時の内容確認メールの文面に追記する等の手段により情報提供を行うことが想定されるということでございまして、本県を含めましてこの通知を受けて示されておりますので、他の都道府県とも情報共有して、こういったインターネットにおける小売業者へのホームページでの対応につきまして依頼をしまいたいと考えております。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第1－2号　核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択について

意見

早川委員　　この請願の趣旨は、核兵器の禁止条約に関することとして、国の外交や防衛、安全保障に関連していることですから、地方議会が意見書を出す場合は慎重に熟慮しないと考えます。従って現時点では本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論　　なし

採決　　採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第 2－4 号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を国へ提出することについて

意見

大久保委員 請願第 2－4 号でございますが、選択的夫婦別姓の導入につきましては、婚姻制度や家族のあり方と極めて深く関係しておりまして、国民の理解を得る中で国会においても慎重に継続的に検討されていると認識しております。

県議会としても県民の意見を十分に聞き、国会での議論も見きわめながら慎重に判断する必要があると思います。

したがって、本請願は継続審査とすべきであると考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※請願第 2－5 号 「桜を見る会」の疑惑解明のため徹底審議を求める意見を提出することを要望することについて

意見

望月（利）委員 昨年 1 月 1 日から国会で議論をされている桜を見る会の疑惑解明についての県民からの請願でございます。1 月の通常国会でも疑問点が多数発生いたしまして、このことについては山梨県民からも多く疑惑解明についての意見が寄せられている中、しっかりと地方自治の本旨に鑑みて、県民の声をしっかりと伝えていくという観点から、また地方自治法 99 条の権利を行使する上でもこの請願は採択していただきたいという意見でございます。

杉山委員 第 2－5 号についてでございますけれども、桜を見る会については現在国会の予算委員会等において継続的に審議が行われているというところでございます。国会は国民の負託を受けた国会議員が審議をする場であり、その国会において審議が継続されている状況であるということでございます。そのことに尽きると思います。

したがって、本請願は継続審査とすべきと考えます。

討論

望月（利）委員 桜を見る会については、問題点が二つあると認識しております。

まず前夜祭についてでございます。前夜に開催された前夜祭、そして後援会の夕食会の部分です。ホテル側のホームページでは1人当たり1万1,000円と表記されている中で、5,000円の徴収があったということ、このことについてしっかりと資料を提出してそして徹底解明をしていただきたいという部分。

そして二つ目の問題点ですが、桜を見る会というのは各界において功績・功労のあった方を招待する行事ではありますが、今回の案件については首相の後援会のメンバーが多数押しかけ、またマルチ商法にかかわった人物が参加しているというような疑惑もあります。

こういった部分を徹底解明してほしいという声が、国会議員に任せるということではなくて、しっかりと地域からもその疑問点について問題解明について真意を明らかにしてほしいという声、この声をすくって国に届けるのも地方自治体の議会の役割ではないかと思っております。採択してほしいという討論にかえさせていただきます。

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

(富士山保全協力金について)

早川委員 大きく二つお伺いします。まず富士山の保全協力金に関してですが、たしか2月の中旬に協力金に関してようやく義務化の方向で新聞報道があったと思います。しかし、報道によってあたかも決定したかのように捉えられているのですが、認識では遺産協とか作業部会とか専門委員会があったと思いますが、改めて今の検討状況と、また具体的に決定までにはどのようなスケジュールなのかお伺いします。

土屋世界遺産富士山課長 まず検討状況でございますけれども、有識者で構成しております利用者負担専門委員会、ここで富士山における利用者負担制度について検討が行われているところでございますけれども、これが2月17日に開催されたところでございます。この委員会におきましては、来訪者全員が支払う義務的料金とすること、それから利用料または税とすること、それから徴収コストの制限を図ること、これらが新しい制度の方向性として示されたところでございます。今後この方向性に沿って検討を進めていくこととされております。

それから、スケジュールでございますが、今回専門委員会で新制度の方向性というのが示されたわけでございますけれども、この新制度の方向性につきまして、今後山梨、静岡両県、それから両県の関係19市町村等で構成しております富士山世界文化遺産協議会、ここでこの方向性につきまして御検討をいただきまして、承認された場合にはさらに具体的な検討を行うということとしております。

また、来年度中には徴収金額ですとか徴収方法といった使い道、そういった新制度の骨子案について取りまとめを行いまして、県議会の議員連盟、富士山保全促進山梨県議

会議員連盟を初め、関係の方々の御了解をいただきたいというふうに考えているところでございます。そしてまたその後でその条例の整備ですとか、関係機関との調整、そういったことに進めていきたいと考えているところでございます。

早川委員　もう一つ大事な視点で、我々従前から提言してきた義務化というのと、もう一つ、先ほど答弁があった徴収方法。現状の認識は、6合目から上、登山する人ということだと思っておりますが、これ確認ですが、今回の義務化は、富士山に入った人、要は5合目の観光客ですね。私は富士山に入ったのであれば、5合目に来た観光客からも取るべきだと考えます。この検討委員会では、現状、そこも取るのではないのかなという、そういう意識だと思っておりますが、その辺どうなっているのか、また今後も含めてお伺いします。

土屋世界遺産富士山課長　これまで富士山世界文化遺産協議会作業部会というところ、これは地元の関係者ですとか地元の市町村等で組織しているところでございますけれども、その作業部会から制度を義務化すべきである、それから登山者以外の山域に入る方、そういった方からも利用者負担を行うべきだというような御意見をいただく中で、新たな制度について検討を始めたというような経緯がございます。

ですから、その利用者負担の専門委員会では、5合目を訪れる観光客の方、こういった方からの負担を含めて検討を進めるというところでございます。

早川委員　新しく義務化というのと、山域に入る、5合目に来た人も取っていく、そういう方向ということですね。いずれにしても、シェルターとか落石とか噴火の対策にお金がかかるので、そういう方向にいくのと、もう一つ、地元で丁寧な説明をしていただきたいと思っております。

(新型コロナウイルスに関する消費者への注意喚起について)

コロナの県民の消費生活に関連してお伺いしたいと思うのですが、私も地元を回って、富士北麓地域ではいろんな影響が出ていまして、県ではトイレットペーパーやティッシュペーパーのデマは安心してくださいという対応をされていると思うのですが、一つ最近出ているのが、マスク。トイレットペーパーはあるから安心してください。ただマスクはない。それに対する詐欺がありまして、ネット等でマスクが何万円もし、中国では何億円なんていう詐欺があると。マスクの詐欺に対して、県民の消費生活を守る立場からどのような対処をしていくのか、お考えがあればお聞かせください。

塚原消費生活安全課長　詐欺被害等への対応をどのようにしているかという御質問でございますけれども、詐欺被害と申しますか、悪質商法等のところにつきまして、消費者庁から、ネット上でマスクを買ってお金を振り込んだところ、購入先のウェブサイトが閉鎖されたというような情報提供がありましたので、県といたしましては、消費者被害を防ぐという観点から、県民生活センターや生活相談窓口のある各市町村に対して情報提供するとともに情報共有をしているところでございます。さらにホームページで転売目的でのそういった悪質商法等についての注意喚起を行っているところでございます。

また、県としてもそういった情報があれば各相談窓口へ情報提供し、情報共有しながら対応していきたいと考えております。

早川委員　　そういうマスクの悪質な詐欺はわかるのですが、トイレトペーパーとかマスクも含めて、買い占め。詐欺じゃないのですが群衆意識で買い占めてしまうことがあると思います。買い占めたら転売、メルカリや何かで転売するという、買い占めとか転売も今実際に起こっている状況です。それに関して、さまざまあると思うのですが、県にもしっかり対応していただきたいと思います。その辺、どうお考えですか。

塚原消費生活安全課長　買い占めや転売目的での購入に対してどのような対応をしているのかというところでございますけれども、現状マスク等につきましては、全国的な状況でございます。国がそういったところに対応しているところでございます。県といたしましては国の動向を確認しながら対応していきたいと考えております。もう一つ、転売目的での購入に関しましては、ホームページ等で転売目的の購入に対する配慮をお願いしたいというメッセージの掲載をしております。そういった手段を使ってお願いしているところでございます。

早川委員　　県において知事を初め執行部の人が本当に昼夜を問わず、例えば感染者の生活支援金とか、あとは感染防止のための子育てに関する家庭休業の助成金をやっているのですが、先ほどホームページを見たら、消費生活において普通の県民の人たちに対する告知に関してさまざまふえてくると思います。来週には国の法案が通り大変でしょうけど、ぜひ県民生活を安心させる意味での広報についてもしっかり努めていただきたいと思います。

(新型コロナウイルス対策について)

望月（利）委員　今の早川委員の質問にも関連するのですが、新型コロナウイルス対策について、政策的な部分で御質問をしたいと思っております。

今、国では、新型コロナウイルス感染に対する新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案について議論をされています。与野党含めて早急な成立を目指していくという方向になっている中で、この法案が成立するという部分を見通しながら、やはり新型コロナウイルス対策というのは待ったなしの対応が求められると思っておりますが、法案が成立した段階でどのように政策的に動いていくのか、お聞かせください。

渡邊総合政策部長　特措法の改正によって緊急事態宣言が出せるように改正されているわけですが、当然国会の動向を見ながら、それを踏まえてもし緊急事態宣言が出された場合どう対応するかということです。基本的には対策本部を設置するということになると、法律に基づいて福祉保健部の所管ということで整理をさせていただく形になると思います。政策的にということですが、私どもとしては今できる範囲で既に現状において、例えば休業の助成金であったり、子供が家にいて休まざるを得ない方に対する4,000円とかそういう制度は次々に対応しているところでありまして、今度、法律の権限に基づいてどの

ように政策的に動いていくかについて、現状で申し上げるのは難しいという状況であり、ちょっと先が見通せません。

幸いにも、県内では感染者が出ておりませんので、あくまでも感染の拡大防止と、もし出た場合の重症化予防ということで、病院の受け入れ体制の整備等、今できるものは最大限手を尽くしております。

実際に職員は本当に昼夜問わず24時間体制で全庁的に今取り組んでいるような状態でございますので、その法律の後にどうだというのは現時点ではなかなか申し上げることができません。今できるものは全て先手主義、事前主義で対応させていただいているというのが現状でございますので、今後予断を許さない状況でございます。もしそういうような状況になったときには、また新たな形で緊急的に対応を考えていかなければならないような状況にあるとは思っておりますが、法案を見据えてというのはなかなか現時点では申し上げられません。

望月（利）委員 24時間フル稼働で対応されているという御答弁でした。一方で、現時点では申し上げられないという部分ですね、スピード感があるのかなのかちょっと理解ができない部分なのですが、先ほど御答弁の中で対策本部という部分がワンフレーズ出てきました。仮に対策本部を設置したということになりますと、現状の動きからして、どういう組織体制になるのか、どういう形になるのかという想定がありましたら、話せる範囲でお聞かせください。

渡邊総合政策部長 それは特措法に基づく対策本部でして、現状においてはその法律に基づく形が整わないと対策本部は設置できません。しかし、県は既に病院の関係者を入れた部局長をメンバーとする対策会議を立ち上げるとともに、次長級をメンバーとする連絡会議で情報共有とか今打てる対策についての共有は行っております。もし法律に基づく対策本部が立ち上がったとしても、現状何ら変わるところはないと理解をしておりますし、その場合は福祉保健部が主導となって全庁的にどういう形でどう対応するのかということがコントロールされていくのかなと思っております。

望月（利）委員 現状しっかり動いているという部分が御答弁の中でわかりました。しっかりと動いていただきながら、本当に県内から感染者を出さないような努力をしてほしいというふうに思っております。ちょっと切り口を変えまして、今、知事のほうスピードに動いていただいて、助成制度とかというもの、救済措置という部分が出てきています。政策的な部分なのか財政的な部分なのかということもありますが、救済という部分でもう既に観光業を初めさまざまな県内企業が悲鳴を上げているような状況の中、今後の見通しとしてどういったことが考えられるのか、現時点でもし話せる部分がありましたらお聞かせください。

渡邊総合政策部長 現時点では、既にテレビ等で報道されておりますが、セーフティネット保証4号という別枠での信用保証がついた融資制度という形で、中小企業への制度として国が発動しておりますし、その指定にもなっております。また、その対象が拡大されて、セーフ

ティネット保証には5号というものがあまして、それに指定ということも考えられますし、より緊急の経済対策が必要ということになってくれば、そういうものも含めて、まず融資という形で制度を運用して、皆さん方の緊急的な支援をしていく形になるのかなというふうには考えておりますので、なかなかそれ以上に踏み込んで申し上げることは難しい状況でございます。

望月（利）委員 本当に今全力で動いていただいているということが答弁の中からわかりまして、このぐらいにしておきますが、しっかりその予算措置、新年度予算に追加で入れるのか、それともまた補正でやるのかという部分も含めて、予算措置も含めてぜひ滞りなく、そしてスピーディーにやってほしいということを、答弁要りません、伝えながら終わらせていただきます。

その他 ・ 3月9日の午前10時から、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行うこととされた。

以 上

総務委員長 乙黒 泰樹